

## ソフィアンの智慧 第2号

### 「ソフィアンの智慧」第2号送付のご案内

内容をお読みいただき、喜んでいただければ、大変幸いです。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

(今までに名刺交換させていただいた方に、お送りさせていただきます。)

平成 21 年 5 月 12 日  
株式会社ソフィア  
代表取締役所長 平松 徹

### 今回のテーマ 属人株って知っていますか???

「事業承継」の問題は、「株式の承継」の問題といっても過言ではないかもしれません。株式にもいろいろあります。10株持っている人ではなく、1株持っている人が、経営権を持つなんてこと、「種類株」という技で簡単にできるんです。

これが裏技<sup>うらわざ</sup>でもなんでもない。会社法でしっかり規定されている、表技<sup>おもてわざ</sup>です。

株式の持っている権利で代表的なものは、

- 株主総会での議決権 ⇒ これは経営者の首をすげ替える権利、会社運営の実権、いわゆる「経営権」ってやつですね。
- 配当権 ⇒ 会社の利益をもとに配当をもらう権利です。

「種類株」というのが「普通株」に対してあります。「普通株」は、議決権も配当権も普通に権利として、同じように持った株式です。

それに対して、「種類株」は、議決権を厚くしたり薄くしたり、配当権をやはり暑くしたり薄くしたり、自由自在にできます。

さらに、「属人株」もあります。例えばAさんがその株を持っている限り、その株式は普通株の議決権の100倍のパワーのある株式・・・、なんて事が簡単にできます。

だから、兄弟が二人いる場合、兄ちゃんのBさんには経営権のバッチリ付いた「属人株」、弟君のCさんには配当権のバッチリ付いた「属人株」・・・、そして経営は兄ちゃんのBさんが・・・。そのような相続ですべてが丸く収まる・・・なんてことになるんです。

株式会社ソフィア（平松経営労務研究所グループ）

〒271-0073 千葉県松戸市小根本 45-12 早稲田ビル

TEL 047-308-2256 FAX 047-308-2257

<http://www.iso-hiramatsu.jp> / e-mail: [to@iso-hiramatsu.jp](mailto:to@iso-hiramatsu.jp)

(社会保険労務士事務所、行政書士事務所、品質 ISO 環境・ISO 主任審査員事務所)

裏面もご覧下さい

属人的株にも3種類あります

	種類	内容
1	VIP株	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ある特定の株主が持っている株式について、特別の権利をつけた株式のこと。(例えば1株で100個の議決を持つ株式)</li> <li>● 他人に渡っても、特別な権利は引き継がれない。</li> </ul>
2	比重株	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ある特定の株式に特別の権利をつけたもの。</li> <li>● 他人に渡るとその権利も一緒に移転する。</li> <li>● 定款で比重株とする株式を特定することが必要。</li> </ul>
3	ヒーロー株	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条件付のVIP株</li> <li>● 例えば、社長が認知証になったらある人の持っている株式が1株で100個の議決権を持つようになり経営権を取得でき、会社を守るなど</li> </ul>

知って得するミニ情報!! . . .

「若年者等正規雇用か特別奨励金」

ハローワークの紹介で、25歳以上40歳未満の人で、「派遣社員」や「アルバイトだった人」などを2年6ヶ月雇うと、合計100万円、ハローワークから助成金が出る可能性があります。

これは返す必要のないお金ですから、こんな良いことはありません。

例えば、この間ある飲み屋さんに入ったらこんな求人広告がありました。

若い人募集!!  
委細面談  
当社条件で優遇します。

これって、100万円もらえるかもしれないのに損しているなーと思いました . . .

FAX 047-308-2257

<input type="checkbox"/>	属人株、種類株について、詳しい資料を送って欲しい。
<input type="checkbox"/>	若年者等正規雇用か特別奨励金について詳しい資料を送って欲しい。
<input type="checkbox"/>	もうこのメール便は送らないで欲しい。とても迷惑だから。

御社名 \_\_\_\_\_ ご担当者名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

その他連絡欄